

# 住居確保給付金①（就職活動を支えるための家賃補助）

## 対象者

住居を失うおそれが生じている以下①又は②の者であって、支給要件・就職活動要件を満たすもの

① 離職・廃業後2年以内（※）の者

（※当該期間に疾病等やむをえない事情により就職活動が困難な場合は最長4年以内）

② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者



ハローワーク



### <支給要件>

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）  
+家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額  
（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**就職活動要件**：原則、①による就職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で就職の申込みをし、就職活動を行う。

②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

## 支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（就職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

## 期待される効果

- 住まいの安定を確保することにより、安心して就職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

## 住居確保給付金②（家計改善のための転居費用補助）

### 対象者

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減（※）する必要がある生活困窮者であって、支給要件を満たすもの

例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者等

※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等も含む

#### <支給要件>

○**収入要件**：世帯収入の月額が市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）  
+ 家賃額（住宅扶助額を上限）より少ない

○**資産要件**：世帯の預貯金等が市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額  
（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**家計改善に関する要件**：家計改善の支援において転居によって家計が改善することが認められること



### 支援の概要

<**支給額**> 新たな住居の確保に要する費用（転居先の自治体における住宅扶助額に基づく額の3倍の額（これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額）を上限）ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<**対象経費**> 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）、転居先への家財の運搬費用

### 期待される効果

- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる。